

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

佐賀県教育委員会規則第 8 号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（課の分掌事務）</p> <p>第 3 条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p><u>(19) 県立学校の整備計画についての調査、企画及び立案に関すること。</u></p> <p><u>(20) 県立学校の通学区域に関すること。</u></p> <p><u>(21)・(22) 略</u></p> <p>教育振興課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>教職員課～文化財課 略</p> <p>（室）</p> <p>第 5 条 <u>教育総務課に県立高校再編整備推進室を、教育振興課に特別支援教育室を、学校教育課に教育情報化支援室、人権・同和教育室及び全国高総文祭開催準備室を置く。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（課の分掌事務）</p> <p>第 3 条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p><u>(19)・(20) 略</u></p> <p>教育振興課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 県立学校の振興に関する企画及び立案に関すること。</u></p> <p><u>(5) 県立学校の通学区域に関すること。</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>教職員課～文化財課 略</p> <p>（室）</p> <p>第 5 条 教育振興課に特別支援教育室を、学校教育課に教育情報化支援室、人権・同和教育室及び<u>全国高総文祭推進室</u>を置く。</p> <p>2 略</p>

改正前			改正後		
<p>第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p>			<p>第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p>		
職	課又は室	職務	職	課又は室	職務
略			略		
企画主幹	教育総務課 県立高校再 編整備推進 室	県立高校の整備計画に関する調査 及び企画事務	企画主幹	教育振興課	県立高校の振興に関する企画事務
略			略		
<p>第16条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p>			<p>第16条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課に置き、その職にある者は、上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p>		
職	課又は室	職務	職	課	職務
企画主査	教育総務課 県立高校再 編整備推進 室	県立学校の整備計画に関する調査 及び企画事務	企画主査	教育振興課	県立学校の振興に関する企画事務
略			略		

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。